

農業ITシステムで用いる登録肥料等に係るデータ項目に関する情報（暫定版）

〔平成29年3月10日
新戦略推進専門調査会
データ活用基盤・課題解決
分科会取りまとめ〕

改定履歴

版	更新日	更新概要
1	平成29年3月10日	新規策定

1. 情報の目的等

1.1 背景・目的

我が国の農業分野においては、大規模経営体を中心に生産管理の効率化等の有力な手段として IT (Information Technology) の利活用が進みつつあり、それに伴って、異なる農業 IT システム間でデータを共有・比較するなど、いわゆる、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に対するニーズが高まっているところである。また、農業情報の相互運用性・可搬性が確保されれば、農業 IT システムから得られた情報をビッグデータ解析することにより、新サービスや新事業の創出につながることも期待される場所である。

以上のような状況を踏まえ、農業情報の相互運用性・可搬性の確保を目的として、農業 IT システムの現状把握を行い、優先的に標準化に取り組むべきと考えられる項目として「登録肥料に係る情報」を抽出した（「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」参照。）。

本情報は、国内の農業 IT システムで用いる登録肥料に係るデータ項目に関するの情報を整備したものである。

1.2 登録肥料に係るデータ項目とは

登録肥料に係るデータ項目とは、国内の農業 IT システムで用いる登録肥料に関する情報として、標準として用いることが望ましい基本的な項目である。例えば、肥料の名称、保証成分名称、保証成分値等の項目である。

1.3 登録肥料に係るデータ項目の標準化の意義

農作業情報や作物の生育に関する情報の記録・管理等を行う多種多様な農業 IT システムで使用される登録肥料に係るデータ項目に関しては、各農業 IT ベンダー間で項目の標準化がなされておらず、ユーザ間で項目が異なることから、互換性が十分に確保できていない。

そこで、登録肥料のデータ項目について、標準として用いることが望ましい基本的な項目を情報として示すとともに、これを普及することにより、肥料の適正使用等のための肥料データベース構築や他者とのデータ比較（肥料成分等）に寄与していくものと考えられる。

1.4 情報の対象範囲

本情報は、農業 IT ベンダーが生産者向けに提供する農業 IT システムで用いる登録肥料に関する情報を対象とする。

1.5 情報の位置付け

本情報は、第 1 版として策定したものであり、今後、有識者の意見も踏まえ改善を図る。

2. 登録肥料に係るデータ項目に関する情報

2.1 登録肥料のデータ項目

FAMICの「肥料情報提供システム」で提供されている項目に加え、肥料の包装に記載されている情報を基にした肥料の使用に必要な項目等を整理し、別添のとおり整理した。

2.2 肥料の情報交換データフォーマット

製造メーカー、商社、小売、農業者が持つ肥料情報について同じ形式で入出力することにより、商社や小売、農業者間の肥料情報の流通を促進し、施肥設計、施肥基準の確認、肥料購買の効率化のため、肥料の情報交換データフォーマットを整理した。

3. 留意事項

本情報は、今後、有識者の意見等を踏まえ、適宜更新を行う。